

令和8年6月市議会 環境経済委員会資料

第56号議案

令和8年度長崎市一般会計補正予算（第2号）

目次

4款2項4目 新東工場建設事業費	資料 ページ	予算説明書 ページ
・【補助】新東工場建設事業費 ごみ焼却施設建設	・・・ 2 ～ 13	16 ～ 17

環境部
令和8年6月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
16~17	4 衛生費	2 清掃費	4 新東工場 建設事業費	1-1	【補助】新東工場建設事業費 ごみ焼却施設建設	千円 6,547

1 概要

新東工場の建設工事については、現在、令和8年6月16日からの供用開始に向けて、DBO方式で実施している。令和8年3月2日に受注者から労務単価が著しく上昇したため、建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)第25条第6項(インフレスライド条項)に基づく請負代金額の変更請求がなされた。

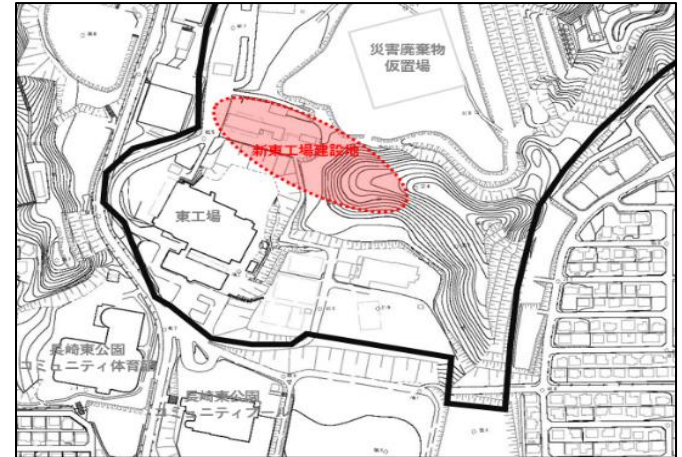
また、令和8年3月16日に受注者から中東情勢の変化による影響により、試運転時に必要となる燃料(A重油)の単価が著しく上昇したため、協議の申入れがなされた。

これらに伴い、受注者と協議を行った結果、工事費が増額となることから補正を行うもの。

(補正の内容)

- (1) インフレスライドに伴う増額 2,244千円 (2) 燃料(A重油)高騰に伴う増額 4,303千円

ア	施設の種別	ごみ焼却施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)
イ	建設場所	長崎市戸石町88番地10を含む都市計画決定区域内
ウ	処理能力	210t/日(105t/日×2炉)
エ	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
オ	事業方式	DBO方式(公設民営)※1
カ	全体事業費	336億8,804万4,729円
キ	契約概要	
(ア)	(建設工事)	
	契約相手方	三菱・フジタ・MHITC特定建設工事共同企業体
	契約額	238億9,804万4,729円
	建設期間	令和4年9月9日～令和8年6月15日
(イ)	(運営業務)	
	契約相手方	長崎東エコクリエイション(株)(SPC:特別目的会社)
	契約額	97億9,000万円
	運営期間	令和8年6月16日～令和28年6月15日(20年間)



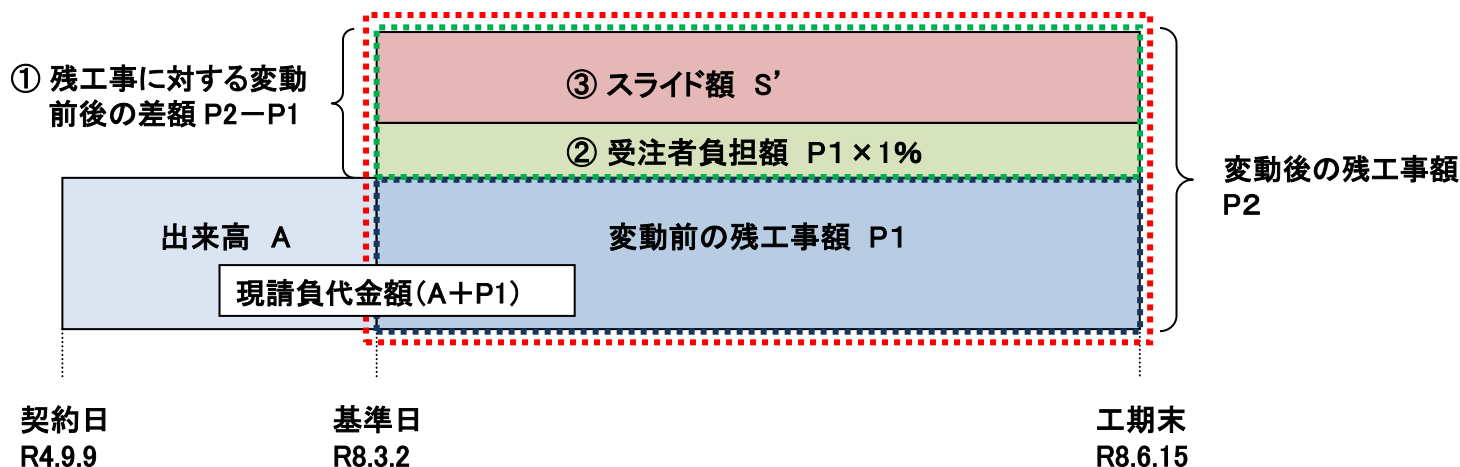
※1 DBO(Design(設計)-Build(建設)-Operate(維持管理・運営))方式
 公共が、施設整備に必要な費用の資金調達を自ら行い、公共が所有権を有したまま、設計・建設から、長期の運営・維持管理に至る事業で必要となる全ての業務を民間に一括発注する方式のこと。

2 インフレスライド条項

<契約書第25条第6項>

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

<イメージ図>



- P1: 変動前の残工事額
- P2: 変動後の残工事額
- $P2 - P1$: 残工事に対する変動前後の差額
- ③スライド額 $S' =$ ①残工事に対する変動前後の差額 $(P2 - P1) -$ ②受注者負担額 $(P1 \times 1\%)$

※ 基準日: 請求があった日から起算して14日以内で発注者と受注者とは協議をして定める日とし、請求日とすることを基本とする。
(新東工場建設工事におけるインフレスライドの請求日及び基準日はR8.3.2である。)
なお、基準日以降の残工事額がインフレスライドの対象となる。

3 建設工事費におけるインフレスライド額

<インフレスライド対象条件>

- ・残工期が2カ月以上あること
- ・既済工事を除く残工事分の変動前と変動後の請負代金の差が変動前の残工事額の1%を超えること

<インフレスライド額>

(単位：円) 税抜

	変動前の 残工事額	変動後の 残工事額	残工事に対する 変動前後の差額	変動率
	P1	P2	P2-P1	(P2-P1) / P1
プラント工事	100,171,000	103,212,000	3,041,000	3.0%

① 変動前後の差額 (P2 - P1)	103,212,000	-	100,171,000	=	3,041,000
② 受注者負担額 (P1 × 1%)	100,171,000	×	1%	=	1,001,710
③ スライド額S (① - ②)	3,041,000	-	1,001,710	=	2,039,290
④ 消費税 (③ × 10%)	2,039,290	×	10%	=	203,929
⑤ スライド額S' (③ + ④)	2,039,290	+	203,929	=	2,243,219

3 建設工事費におけるインフレスライド額

<インフレスライド額内訳>

(単位：円) 税抜

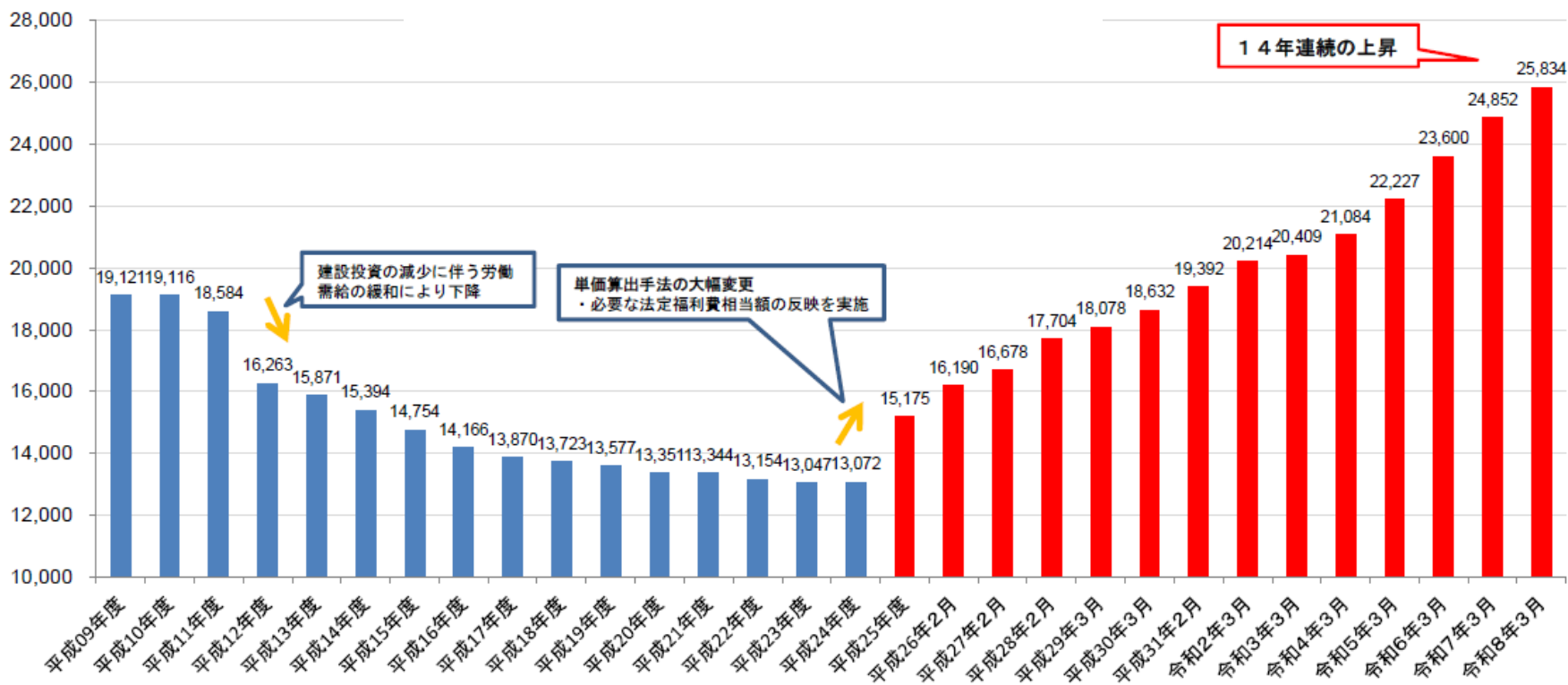
プラント工事	変動前の 残工事額	変動後の 残工事額	残工事に対する 変動前後の差額	変動率	備考
	P1	P2	P2-P1	(P2-P1) / P1	
プラント工事	100,171,000	103,212,000	3,041,000	3.0%	
直接工事費	87,511,000	90,077,000	2,566,000	2.9%	
受入供給設備	6,622,000	6,862,000	240,000	3.6%	労務単価の上昇
燃焼設備	6,238,000	6,470,000	232,000	3.7%	労務単価の上昇
燃焼ガス冷却設備	8,081,000	8,384,000	303,000	3.7%	労務単価の上昇
排ガス処理設備	1,925,000	1,995,000	70,000	3.6%	労務単価の上昇
余熱利用設備	2,449,000	2,540,000	91,000	3.7%	労務単価の上昇
通風設備	2,613,000	2,711,000	98,000	3.8%	労務単価の上昇
灰出し設備	3,170,000	3,288,000	118,000	3.7%	労務単価の上昇
給水設備	376,000	390,000	14,000	3.7%	労務単価の上昇
排水処理設備	657,000	681,000	24,000	3.7%	労務単価の上昇
電気設備	2,886,000	2,994,000	108,000	3.7%	労務単価の上昇
計装設備	259,000	269,000	10,000	3.9%	労務単価の上昇
雑設備	52,235,000	53,493,000	1,258,000	2.4%	労務単価の上昇
諸経費等	12,660,000	13,135,000	475,000	3.8%	直接工事費の増加に伴う上昇

3 建設工事費におけるインフレスライド額

<参考資料1>

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

※国土交通省資料による



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

R07~R08

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%

4 建設工事費における燃料費(A重油)変動額

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第2項や令和8年3月31日及び令和8年4月8日の総務省と国土交通省の連名による要請を踏まえ、試運転に必要となる燃料(A重油)の価格高騰に伴う費用について、契約書第63条の規定に基づく受注者との協議により請負代金額の増額変更を行う。

また、東公園に高温水を供給する予備ボイラで使用する燃料(A重油)の調達が困難となったことから契約書第63条の規定に基づく受注者との協議により請負代金額の減額変更を行う。

<変動額の算出方法のイメージ図>

(1) 試運転に必要となる燃料(A重油)価格高騰に伴う増額変更費用

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{A重油} \\ \text{調達量} \\ \hline 85,000\text{L} \\ \hline \end{array} \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{(変更後)} \\ \text{積算単価【見積単価】} \\ \hline 134\sim 172.5\text{円/L} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{(変更前)} \\ \text{積算単価【R8.4月号建設物価】} \\ \hline 99\text{円/L} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{増額} \\ \hline \end{array}$$

(2) 予備ボイラで使用する燃料(A重油)調達困難に伴う減額変更費用

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{予備ボイラ} \\ \text{A重油使用予定量} \\ \hline 2,000\text{L (3日)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{高温水供給} \\ \text{予定日数} \\ \hline 21\text{日} \\ \hline \end{array} \div 3\text{日} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{積算単価【R8.4月号建設物価】} \\ \hline 99\text{円/L} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{減額} \\ \hline \end{array}$$

4 建設工事費における燃料費(A重油)変動額

<変動額の算出結果詳細>

(1) 試運転に必要となる燃料(A重油)価格高騰に伴う増額変更費用

(税抜)

A重油 納入日	A	B (変更後)	C (変更前)	D=A×(B-C)
	A重油調達量 (L)	積算単価【見積単価】 (円)	積算単価【R8.4月号建設物価】 (円)	差引金額 (円)
R8.3.26	3,000	160.0	99.0	183,000
R8.3.31	12,000	134.0	99.0	420,000
R8.4.10	10,000	150.0	99.0	510,000
R8.4.20	10,000	150.0	99.0	510,000
R8.4.22	10,000	172.5	99.0	735,000
R8.4.30	10,000	172.5	99.0	735,000
R8.5.15	10,000	172.5	99.0	735,000
R8.5.20	10,000	172.5	99.0	735,000
R8.6.5	10,000	172.5	99.0	735,000
	85,000			ア 5,298,000

(2) 予備ボイラで使用する燃料(A重油)調達困難に伴う減額変更費用

(税抜)

E	F	G=E×F÷3日	H	I=G×H
予備ボイラA重油使用予定量 (3日分L)	高温水供給予定日数 (日)	A重油使用予定量 (L)	積算単価【R8.4月号建設物価】 (円)	金額 (円)
2,000	21	14,000	99.0	イ 1,386,000

(3) 変動額 (増額－減額)

① 差引金額 (ア－イ)	5,298,000	－	1,386,000	=	3,912,000
② 消費税 (①×10%)	3,912,000	×	10%	=	391,200
③ 変動額 (①＋②)	3,912,000	+	391,200	=	4,303,200

5 建設工事費の年度別内訳及び財源内訳

(1) 建設工事費の年度別内訳

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
補正前	20,559	2,516,022	4,532,659	14,074,184	2,754,621	23,898,045
補正額					6,547	6,547
補正後	20,559	2,516,022	4,532,659	14,074,184	2,761,168	23,904,592

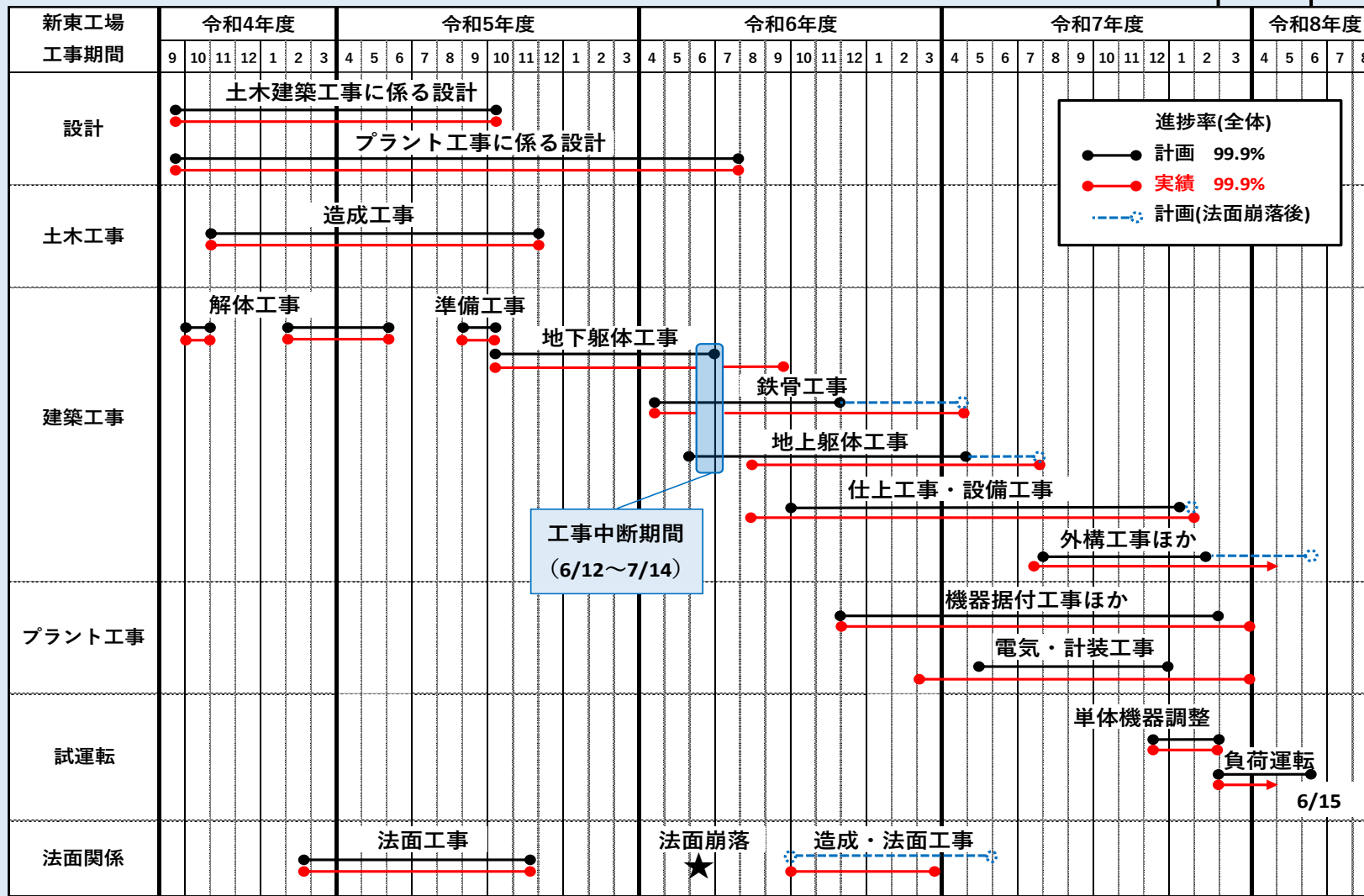
(2) 補正額の財源内訳 (令和8年度)

(単位：千円)

	事業費					
	国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	その他	一般財源	
補正前	606,773	—	1,727,100	—	420,748	
補正額	491	—	1,300	—	4,756	
補正後	607,264	—	1,728,400	—	425,504	

※1 廃棄物処理施設整備交付金 交付率1/2、1/3

※2 一般廃棄物処理事業債 充当率 90%(交付税措置率50%) 75%(交付税措置率30%)



7 参考資料1 契約の経緯

当初契約 令和4年9月議会 【契約議案】	請負代金額 ①	20, 559, 000, 000円
	工期	議会の議決を得た日から令和8年3月31日まで
1回目変更 令和6年2月議会 【契約変更議案】	工事費増額 ②	779, 900, 000円
	変更請負代金額 ③ (③=①+②)	21, 338, 900, 000円
	工期	議会の議決を得た日から令和8年6月15日まで
	変更理由	造成工事において硬い岩盤が存在していることが判明したため、掘削工法の変更を行う必要が生じたこと等により工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額及び工期を変更するもの。
2回目変更 令和6年11月議会 【契約変更議案】 ※インフレスライド (1回目)	工事費増額 ④	2, 049, 758, 386円
	変更請負代金額 ⑤ (⑤=③+④)	23, 388, 658, 386円
	変更理由	労務単価等が著しく上昇したため、契約の金額を変更するもの。
3回目変更 令和7年11月議会 【契約変更議案】 ※インフレスライド (2回目)	工事費増額 ⑥	509, 386, 343円
	変更請負代金額 ⑦ (⑦=⑤+⑥)	23, 898, 044, 729円
	変更理由	労務単価等が著しく上昇したため、契約の金額を変更するもの。

令和8年4月末時点



7 参考資料3 関係法令等〈抜粋〉

○契約書 第63条

本約款に定めるもののほか、長崎市契約規則の定めるところによるものとし、この規定及び本約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第13条

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則 第2条

法第13条第2項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象(公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。)とする。

- 1 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 2 労務の供給の不足又は価格の高騰

○「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について(要請)」(令和8年3月31日)

〈総務省自治行政局長(総行第161号)、国土交通省不動産・建設経済局長(国不入企第39号)〉

2. スライド条項の適切な運用等について

入契法第13条第2項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議に応じること。

○「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」(令和8年4月8日)

〈総務省自治行政局行政課長(総行第185号)、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長(国不入企第1号)〉

3. 適正な価格による契約等について

(4) 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする運用を講じているところであり、これを参考に運用の見直しを図る等の適切な対応に努めること。

入契法第13条第2項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。